

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の127.5</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の72.5</u></p> <p>イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の72.5</u></p>	<p>第1条～第20条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する職員に対し基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>エ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の120</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げるところにより算出した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 行政職給料表の適用を受ける職員 <u>100分の67.5</u></p> <p>イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 <u>100分の67.5</u></p>

ウ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の72.5

(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の72.5

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の72.5

ウ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の72.5

4～5 省略

第21条の2～第28条 省略

付 則

1～29 省略

別表第1(その1)～別表第1(その4) 省略

別表第1の2(その1)(第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

ウ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の67.5

(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、当該それぞれに掲げる割合を乗じて得た額

ア 行政職給料表の適用を受ける職員 100分の67.5

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員 100分の67.5

ウ 教育行政職給料表の適用を受ける職員 100分の67.5

4～5 省略

第21条の2～第28条 省略

付 則

1～29 省略

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

30 令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第23項及び第24項の規定にかかわらず、第21条第2項及び第3項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(この条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める算式により計算した額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 $A \times 15 / 127.5 - (B - A)$ (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 再任用職員 $A \times 10 / 72.5 - (B - A)$ (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

A 令和3年12月に支給された期末手当の額

B 付則第24項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額

(給料の特例の適用除外)

31 令和4年4月から令和5年3月に支給する地域手当、期末手当及び勤勉手当並びに令和4年5月から令和5年4月に支給する時間外勤務手当の算定の基礎となる給料については、付則第24項の規定を適用しないものとする。

別表第1(その1)～別表第1(その4) 省略

別表第1の2(その1)(第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の内容
省略	
7 級	(1) 市長事務部局 次長、室長、担当室長、室参事、局長、 会計管理者、副危機管理監の職務 (2) 市議会事務局 次長の職務 (3) 各行政委員会事務局等 次長の職務 (4) 消防 消防次長の職務 消防署長の職務 (5) 前各号に相当する職務
省略	
以下省略	

職務の級	職務の内容
省略	
7 級	(1) 市長事務部局 次長、室長、担当室長、室参事、局長、 会計管理者、副危機管理監の職務 (2) 市議会事務局 次長の職務 (3) 各行政委員会事務局等 次長、担当次長の職務 (4) 消防 消防次長の職務 消防署長の職務 (5) 前各号に相当する職務
省略	
以下省略	

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略 付 則</p> <p>1～4 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特別職に属する常勤の職員に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。この場合において、これらの基準日前1箇月以内に退職(任期満了、辞任、解職、失職又は死亡によりその職を離れることをいう。以下同じ。)した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略 付 則</p> <p>1～4 省略 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>5 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に定める算式により計算した額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額(調整額が負の値となるときは、減じない。)</u>とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、</p>

以下省略	<p>支給しない。</p> <p>$A \times 15 / 222.5 - (B - A)$ (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A 令和3年12月に支給された期末手当の額</p> <p>B 付則第2項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
------	---

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する議長等に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する議長等に対して、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p style="text-align: center;">(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>4 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第3項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に定める算式により計算した額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>$A \times 15 / 222.5 - (B - A)$ (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A 令和3年12月に支給された期末手当の額</p>

	<p>B <u>付則第3項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額</u> <u>(議員報酬の額の特例の適用除外)</u></p> <p>5 <u>令和4年4月から令和5年3月に支給する期末手当の算定の基礎となる議員報酬の額については、付則第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
--	---

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表(付則第4項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対し、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (期末手当)</p> <p>第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対し、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>